

6 公益財団法人富山県新世紀産業機構 アジア経済交流センター

Toyama New Industry Organization Asia Business Promotion Center

環日本海地域との経済交流が活発化するなかで、より幅広いニーズに対応できるよう、平成5年10月に設置した「環日本海貿易交流センター事業」の事務局の組織の見直しを行い、平成16年10月に、(財)富山県新世紀産業機構の一部門として「環日本海経済交流センター」が発足しました。平成30年4月には、今後ますます高まるアジア地域との経済交流をサポートすべく、「アジア経済交流センター」に改称しました。(独法)日本貿易振興機構(JETRO)、北陸環日本海経済交流促進協議会(北陸AJEC)、(独法)国際協力機構北陸センター(JICA北陸)等と連携しながら、アジア地域を中心とした世界各地との経済交流を推進しています。

— 事業概要 —

1 アジア経済交流の推進

アジア地域における貿易・投資等の経済活動を促進するため、アジア地域の情報を収集し、刊行物やインターネット等を通じて提供します。

2 富山県海外販路開拓サポートデスク

海外経験の少ない県内企業の海外販路開拓を総合的に支援するため、アジア地域の貿易等に関する専門知識や実務経験が豊富な専門家を配置し、企業からの貿易や海外進出等についてのご相談に応じ、アドバイスします(事前予約制・無料・1回約1時間程度)。

3 海外市場開拓の支援

・海外販路開拓商談会の開催

経済成長著しいアジア地域をはじめとする海外への市場開拓を進めるため、当該地域等に商流をもつ食品・工芸品分野のバイヤーを招へいた商談会を開催します。

・海外市場開拓事業の実施

市場の需要や反応を把握し市場開拓を推進するため、海外でのポップアップストアの開設やテストマーケティングを実施します。

・経済交流ミッションの派遣

海外とのビジネス交流の促進を図るため、訪問団を派遣し、現地調査、企業訪問、商談等を実施します。

・海外販路開拓マネージャーの設置

海外での県内企業の事業展開を一層促進するため、海外販路開拓マネージャーを配置し、海外展示会の出展サポートなど、海外展開を支援します。

・販路開拓挑戦応援事業(とやま中小企業チャレンジファンド事業)

県内中小企業の販路開拓を支援するため、海外で開催される展示会や見本市への出展等に対し助成します(助成率 1/3、限度額 50万円)。

◆問い合わせ先

公益財団法人富山県新世紀産業機構 アジア経済交流センター

〒930-0866 富山市高田 527 富山県総合情報センター(情報ビル)2階

TEL 076-432-1321 FAX 076-432-1326

E-mail asia@tonio.or.jp URL <https://www.near21.jp>

7 北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP) Northwest Pacific Action Plan

1 NOWPAP とは

- (1) NOWPAP (北西太平洋地域海行動計画) は、国連環境計画 (UNEP) が提唱する地域海行動計画 (Regional Seas Programme) の一つで、日本海及び黄海の海洋・沿岸環境の有効な利用・開発・管理を目的とした取組みです。日本、韓国、中国、ロシアが参加し、1994年9月の第1回政府間会合 (於ソウル) において採択されました。
- (2) 各メンバー国に、NOWPAP の事業を担当する地域活動センター (RAC : Regional Activity Centre) が指定されており、我が国では、本県が中心となって設立した (公財) 環日本海環境協力センターが、人工衛星等によるモニタリング及び沿岸環境評価を担当する地域活動センター (CEARAC) に指定されています (組織図参照)。
- (3) なお、このような取組みは、北西太平洋のほか、地中海、カリブ海、黒海等、世界 18 地域において、沿岸国により進められています。
- (4) 2018年10月には第23回政府間会合がロシア・モスクワにおいて開催され、日本海及び黄海のさらなる環境保全の推進にむけた協議が行われました。
- (5) 2022年3月に第24回政府間会合の開催が予定されていましたが、国際情勢の影響を受け延期されました。

2 NOWPAP RCU (Regional Coordinating Unit : 地域調整部)

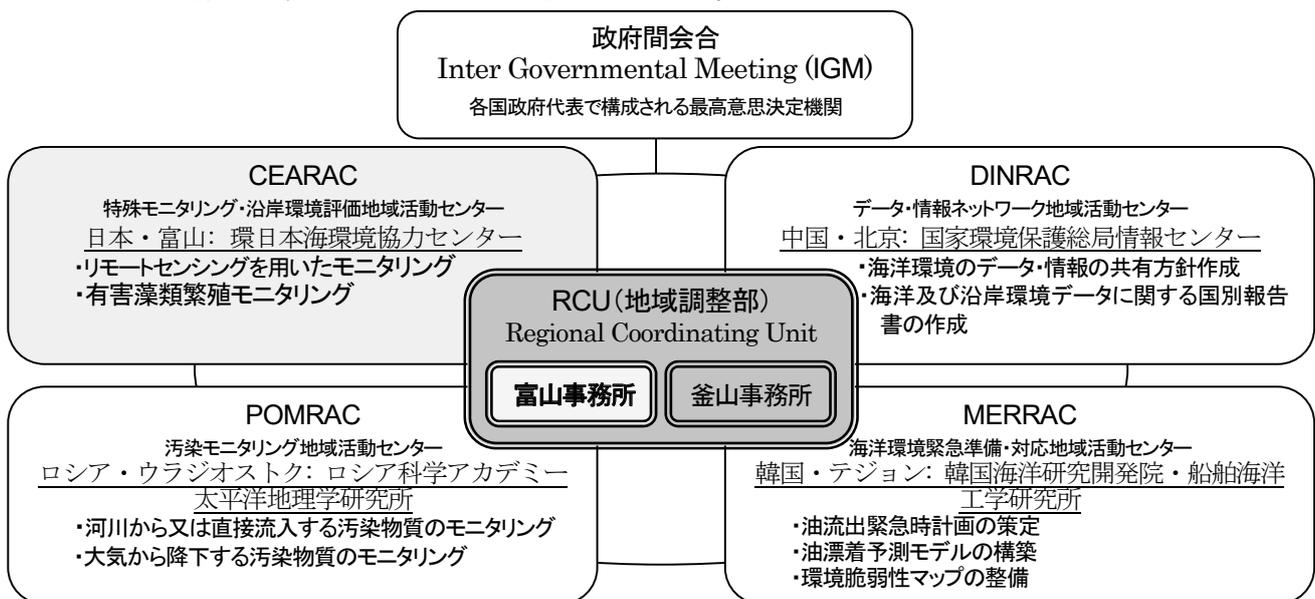
- (1) RCU は、NOWPAP の「本部事務局」として、事業の調整、各種会合の開催、財務管理、各メンバー国・RAC 及び他の国際機関との連絡調整などを主な業務としています。
- (2) RCU は、UNEP により、富山市と韓国・釜山市に共同設置され、2004年11月に開所式が行われました。富山、釜山各事務所に職員 (国連職員) が配置されています。
- (3) RCU 富山事務所は日本海側初の国連機関です。

3 NOWPAP の活動

NOWPAP は、各 RAC が主体となって、以下のような活動を行っています。

- 人工衛星を活用したリモートセンシングによる海洋環境のモニタリング
- NOWPAP 地域内の海洋・沿岸環境に関するデータ・情報システムの確立
- 油流出事故のような海洋汚染の緊急事態への準備・対応
- NOWPAP 地域の海洋・沿岸環境モニタリング活動の調整・協力体制の確立
- 海洋ごみ問題への対応

本県としては、UNEP、国、(公財)環日本海環境協力センター等と連携し、NOWPAP の活動及び RCU の運営を支援していくことが重要と考えています。



◆ 問い合わせ先

NOWPAP RCU 富山事務所
〒930-0856 富山市牛島新町5-5
TEL 076-444-1611 FAX 076-444-2780
ホームページ <https://www.unenvironment.org/nowpap/ja>

8 公益財団法人環日本海環境協力センター(NPEC)

Northwest Pacific Region Environmental Cooperation Center

日本海及び黄海は、沿岸諸国にとって、漁業資源、海上交通、レクリエーションなどの恩恵をもたらす共有財産であり、これらの恵沢を次世代へ継承していくことは私たちの大きな責務です。

公益財団法人環日本海環境協力センターは、この責務を担い、国や地域などとの連携協力をもとに、沿岸地域の流域管理をも視野に入れた日本海及び黄海における海洋環境保全に寄与することを目的として、平成10年9月に設立されました。

また、国連環境計画(UNEP)の提唱により、日本、中国、韓国及びロシアにより進められている「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」の第4回政府間会合が平成11年4月に北京において開催され、公益財団法人環日本海環境協力センターは「特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター(CEARAC)」に指定されました。

【主な事業概要】

1 環境保全に関する交流推進事業

対話と交流を通し、沿岸諸国の自治体が主体的に環境保全に取り組む環境づくりを醸成していくための事業

- (1) 北東アジア地域自治体連合(NEAR)環境分科委員会の推進
- (2) 海洋環境保全パートナーシップの形成

2 環境保全に関する調査研究事業

日本海及び黄海の環境保全の推進のため、国内及び沿岸諸国の自治体、研究機関等と共同で調査研究を実施する事業

- (1) 漂着物の発生抑制に関する調査・啓発事業
- (2) 富山湾リモートセンシング調査事業
- (3) 漂着ごみの定量化技術開発事業
- (4) 中国遼寧省との環境保全対策協力事業

3 環境保全に関する施策支援事業

沿岸諸国の自治体が相互に環境に関する情報の収集・提供やノウハウの共有を図るため、人材育成や人的ネットワークの構築を推進するための事業

- (1) 広報・普及啓発(ホームページ・イベント等による情報発信)
- (2) 北東アジア地域生物季節調査推進事業
- (3) 北東アジア青少年環境活動リーダー育成事業
- (4) 北東アジア地域環境ポスター展推進事業
- (5) 国際環境協力インターン・ボランティアプログラム

4 NOWPAP推進事業

NOWPAPの「特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター(CEARAC)」としての活動を推進するための事業

- (1) 地域活動センター(RAC)事業
(日本海等の環境影響調査、リモートセンシングを活用した特殊モニタリング手法の開発等)
- (2) 地域活動センター(RAC)の運営
- (3) NOWPAP地域調整部(RCU)への支援

◆ 問い合わせ先

公益財団法人環日本海環境協力センター

〒930-0856 富山県富山市牛島新町5-5 タワー111 6F

TEL 076-445-1571 FAX 076-445-1581

NPECホームページ <https://www.npec.or.jp>

CEARACホームページ(英語) <https://cearac.nowpap.org/>

9 富山大学研究推進機構サステナビリティ国際研究センター

1 設立の経緯

1958年に富山大学経済学部内に北陸経済研究所（学部内措置）として発足し、1997年に学内共同利用施設（学内措置）として環日本海地域研究センターに発展的に改組し、2001年4月に文部科学省の省令に基づき極東地域研究センターが設置されました。極東地域研究センターは2023年4月1日に改組され、現在のサステナビリティ国際研究センターが設立されました。

2 目的

各国・地域の国境・境界・研究領域に縛られない新たな地域研究の推進を目指し、グローバルにサステナビリティ学を推進し、今日の地球が直面する喫緊の環境的・社会的課題に取り組むことを目的としています。新しく作られたロゴには、自然環境と共生した持続可能な社会が表現されています（右図参照）。

3 研究課題

地球規模での持続可能性研究の推進、環境および社会的課題への取り組み、持続可能な未来に向けた革新的なソリューションの育成に焦点を当てています。



4 研究手法と成果の公表

グローバルに学術ネットワークを形成しつつ、地域研究・地理情報システム・リモートセンシング・農業経済学・水資源管理・社会生態学・保全生物学など、多様な分野の研究者が精力的に研究を進めています。得られた研究成果は、国内外での研究会等や学会誌及びホームページ等で公表しています。また、行政や企業等の地域社会への貢献にも力を注ぎたいと考えています。

◆ 問い合わせ先

富山大学研究推進機構サステナビリティ国際研究センター
〒930-8555 富山市五福 3190 TEL(076)445-6510
ホームページ <http://www3.u-toyama.ac.jp/grass/>



10 日本国際連合協会

The United Nations Association of Japan

1 設立の経緯

日本の国際連合への加盟を実現するために、昭和22年、民間団体として(財)日本国際連合協会が創設されました。

2 活動内容

「国連」に対する関心と認識を深めてもらうとともに、国際理解・国際協力の普及を図る目的で次のような事業を実施しています

- ・ 国際理解・国際協力のための全国中学生作文コンテスト
- ・ 国際理解・国際協力のための高校生主張コンクール
- ・ 国連および国際問題に関する講演会の開催

3 「国際理解・国際協力」のためのコンテスト全国大会入賞者

区分	氏名	学校等	題名
平成27年度 〔主張コンクール〕 特賞 外務大臣賞 ※	中西 明生	富山県立中央農業高等学校	「創設70周年を迎えた国連の使命と国連における日本の役割」 ～Action, not words!～
平成28年度 〔主張コンクール〕 優秀賞 安達峰一郎記念財団賞	中川 江理	富山県立中央農業高等学校	「昨年『持続可能な開発のための2030アジェンダ』が採択されたが、今後、日本と国際社会はどのようにしてアジェンダの実施に取り組むべきか。」 ～Think Globally, Act Locally～
平成28年度 〔作文コンテスト〕 金賞	上田 倫弘	南砺市立井口中学校	「昨年3月には、仙台において、第3回国連防災世界会議が開催された。日本と国際社会は、今後、どのように防災に取り組むべきか。」 ～災害の積極防衛の拠点を創設する～
平成29年度 〔主張コンクール〕 優秀賞	毛利 真尋	富山国際大学附属高等学校	「持続可能な開発のために、日本において取り組むべきこと」 ～世界の子どもたちを笑顔に～
平成30年度 〔作文コンテスト〕 NHK会長賞	山崎 充眞	南砺市立井口中学校	「日本国内外で困っている人々のために、自分には何が出来るか。」 ～実感あるボランティア活動を行うために～
平成30年度 〔作文コンテスト〕 金賞	澤谷 松風	射水市立大門中学校	「国と国が仲良くするために、自分には何が出来るか。」
平成30年度 〔主張コンクール〕 特賞 外務大臣賞 ※	谷口 珠綺	富山県立中央農業高等学校	「日本国内における持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて、今、私達ができること。」
令和元年度 〔作文コンテスト〕 特賞 文部科学大臣賞	北林 愛里咲	射水市立小杉南中学校	「違う価値観を持つ人たちと共存するためにどうすべきか。」
令和元年度 〔主張コンクール〕 優秀賞	村上 果璃	富山国際大学附属高等学校	「海洋プラスチックごみ問題をなくすために、私たちが国連とできること。」
令和2年度 〔主張コンクール〕 優秀賞	沼田 玲杏	富山国際大学附属高等学校	「国連創設100周年の2045年、よりよい未来を迎えるための提案」 ～世界の問題をレlevance化する～
令和3年度 〔作文コンテスト〕 銀賞	河村 朋花	高岡市立五位中学校	「もし世界の問題を一つだけ解決できるとしたら、何を解決し、どんな世界にしていきたいか。」 ～ランドセルにこめた可能性～
令和4年度 〔作文コンテスト〕 佳作	松井 菜奈	立山町立雄山中学校	「持続可能な開発目標(SDGs)の中で一つ目標を選ぶとしたら、どのような理由でどの目標を選ぶか。また、その目標をどのように達成するか。」

※特賞受賞者2名は、「奥・井ノ上記念青少年国連視察団」として米国ニューヨークへ派遣され、国際連合本部の視察や国連関係者との懇談等に参加しました。

4 国際提唱運動（主なもの）

【国際デー】

2月 4日	世界がんの日	9月 27日	世界観光デー
3月 3日	世界野生動物の日	10月 2日	国際非暴力デー
3月 8日	国際女性の日	10月第1月曜	世界ハビタット・デー
3月 21日	国際人種差別撤廃デー 国際森林デー	10月 10日	世界メンタルヘルス・デー
3月 22日	世界水の日	10月 13日	国際防災の日
4月 7日	世界保健デー	10月 16日	世界食料デー
4月 23日	世界図書・著作権デー	10月 17日	貧困撲滅のための国際デー
5月 3日	世界報道自由デー	10月 24日	国連デー 世界開発情報の日
5月 15日	国際家族デー	11月 20日	世界の子どもの日
5月 22日	国際生物多様性の日	11月 21日	世界テレビ・デー
6月 4日	侵略による罪のない幼児犠牲者の国際デー	11月 25日	女性に対する暴力撤廃の国際デー
6月 5日	世界環境デー	12月 1日	世界エイズ・デー
6月 26日	国際薬物乱用・不正取引防止デー	12月 2日	奴隷制廃止国際デー
7月 第1土曜	国際協同組合デー	12月 3日	国際障害者デー
7月 11日	世界人口デー	12月 5日	経済・社会開発のための国際ボランティア・デー
8月 9日	世界の先住民の国際デー	12月 10日	人権デー
9月 8日	国際識字デー	12月 20日	人間の連帯国際デー

【国際年】

1959～60年	国際難民年	2003年	国際淡水年、キルギス国家年
1961年	国際保健医療研究年	2004年	国際コメ年、奴隷制との闘争とその廃止を記念する国際年
1965年	国際協力年	2005年	国際マイクロクレジット年、世界物理年、スポーツと体育の国際年
1967年	国際観光年	2006年	砂漠と砂漠化に関する国際年
1968年	国際人権年	2008年	国際惑星地球年、国際衛生年、国際言語年
1970年	国際教育年	2009年	国際和解年、世界天文年、世界人権学習年
1971年	人権差別と闘う国際年	2010年	国際生物多様性年、文化の和解のための国際年
1974年	世界人口年	2010～11年	国際ユース年
1975年	国際婦人年	2011年	国際森林年、アフリカ系の人々のための国際年
1978～79年	国際反アパルトヘイト年	2012年	国際協同組合年、すべての人のための持続可能エネルギーの国際年
1979年	国際児童年	2013年	国際水協力年、国際キノア年
1981年	国際障害者年	2014年	国際家族農業年、パレスチナ人民連帯の国際年
1983年	世界コミュニケーション年	2015年	光および光技術の国際年、国際土壌年
1985年	国連年、国際青年年	2016年	国際マメ年
1986年	国際平和年	2017年	開発のための持続可能な観光の国際年
1990年	国際識字年	2019年	先住民言語の国際年
1992年	国際宇宙年	2020年	国際植物防疫年
1993年	世界の先住民の国際年		看護師と助産師の国際年
1994年	国際、スポーツ年、国際家族年	2021年	持続可能な開発のための創造的な経済の国際年
1995年	第二次世界大戦の犠牲者を記念する世界年		平和と信頼の国際年
1996年	貧困撲滅のための国際年		児童労働の根絶のための国際年
1999年	平和の文化国際年、国際感謝年	2022年	零細漁業と養殖の国際年
2000年	国際ボランティア年、国連文明間の対話年、人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年	2024年	国際ラクダ年
2001年			
2002年	国連文化遺産年、国際エコツーリズム年		

5 富山県本部の解散

昭和26年5月15日に発足した富山県本部は、平成31年3月19日に開催された臨時理事会及び総会の議決により、平成31年3月29日をもって解散しました。

◆ 問い合わせ先

富山市新総曲輪1番7号 富山県生活環境文化部 国際課
TEL (076) 444-3158 FAX (076) 444-9612

11 北東アジア地域自治体連合（NEAR）

The Association of North East Asia Regional Governments

1 目的

北東アジア地域の自治体が、互惠・平等等の精神に基づき、行政・経済・文化など全ての分野において交流協力を推進し、全ての自治体間の交流協力のネットワークを形成することによって、相互理解に即した信頼関係を構築し、北東アジア地域の共同発展を目指すとともに、世界平和に寄与することを目的としています。

2 設立

1996年（平成8年）9月に韓国慶尚北道で開催された「北東アジア地域自治体会議‘96」において設立されました。

3 事業内容

- (1) 総会及び実務委員会の開催（各々隔年開催）
- (2) 地域間経済・技術及び開発に関する情報の収集及び提供
- (3) 交流・協力に関する事業の支援及び推進等

4 会員自治体 6カ国（日本、中国、モンゴル、韓国、ロシア、北朝鮮） 81自治体

国名	自治体数	自治体名
日本	11	青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県
中国	13	黒龍江省、山東省、河南省、寧夏回族自治区、湖北省、湖南省、吉林省、山西省、内モンゴル自治区、陝西省、安徽省、遼寧省、甘肅省
モンゴル	22	中央県、セレンゲ県、オルホン県、ダルハン・オール県、ヘンティール県、フブスグル県、ホブド県、オブス県、スフバートル県、ウムヌゴビ県、ウブルハンガイ県、ザウハン県、ドンドゴビ県、ドルノド県、ドルノゴビ県、ゴビスンベル県、ゴビ・アルタイ県、ボンガン県、バヤンホルゴン県、バヤン・ウルギー県、アルハンガイ県、ウランバートル市
韓国	16	釜山広域市、京畿道、江原道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尚北道、慶尚南道、済州道、大邱広域市、光州広域市、大田広域市、仁川広域市、蔚山広域市、世宗特別自治市
ロシア	17	ブリヤート共和国、サハ共和国、沿海地方、ハバロフスク地方、アムール州、イルクーツク州、カムチャッカ州、サハリン州、チタ州、クラスノヤルスク地方、トムスク州、トゥヴァ共和国、アルタイ地方、マガダン州、ケメロヴォ州、ハカス共和国、アルタイ共和国
北朝鮮	2	咸鏡北道、羅先特別市

5 組織

総会	<ul style="list-style-type: none"> ・会員自治体の首長で構成する最高議決機関 ・議長は総会開催自治体の首長（任期：2年）
実務委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・部局長級職員で構成し、実務的な事項について協議 ・委員長は議長自治体の副首長
実務者ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・課長級職員で構成し、総会、実務委員会への提出議題等に関する審査
分科委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・実務委員会の補助機関として課長級職員で構成 ・個別プロジェクトの円滑な推進を支援するため、情報交換、協議等を実施 経済・人文交流（慶尚北道）、教育・文化交流（島根県）、環境（富山県）、防災（兵庫県）、海洋・漁業（山東省）、観光（河南省、寧夏回族自治区）、エネルギー・気候変動（大邱広域市）、鉱物資源開発（マガダン州）、農業（全羅南道）、生命医療産業（忠清北道）、スポーツ（サハ共和国）、物流（黒龍江省）、国際人材交流（吉林省）、国際電子商取引（河南省）、革新プラス（湖南省）、青年政策（クラスノヤルスク）、伝統医薬（陝西省）、エネルギー協力（内モンゴル自治区）、デジタル経済（遼寧省）の19分野 ※（ ）内はコディネット自治体
常設事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・慶尚北道に長期設置し、事務総長が事務局業務を総括・監督 ・慶尚北道浦項市（浦項テクノパーク内）に設置

6 会議の開催実績及び予定

令和5年度実績

- ・実務者ワークショップ 令和5年6月28日～30日 韓国・慶尚北道
- ・第13回総会 令和5年10月24日～26日 韓国・蔚山広域市

7 その他

- ・1998年（平成10年）10月から2年間、富山県が議長自治体を担当しました。
- ・2010年（平成22年）4月から2年間、県職員1名（山元 真弓）を日本派遣駐在官として、連合事務局（韓国・慶尚北道）へ派遣しました。
- ・2016年（平成28年）4月から2年間、県職員1名（原田 典久）を日本派遣駐在官として、連合事務局（韓国・慶尚北道）へ派遣しました。
- ・2022年（令和4年）4月から2年間、富山県庁内で日本会員自治体の連絡調整業務を行うことになりました。

12 独立行政法人国際協力機構（JICA）

Japan International Cooperation Agency

国際協力機構は、技術協力の実施機関として、前身である国際協力事業団の設立（1974年）以来、開発途上国の社会・経済が自立的・持続的に発展できるよう、国づくりを担う人材の育成を中心に様々な協力活動を実施しています。また、2008年10月には、これまでの技術協力に加え、国際協力銀行（JBIC）の円借款事業と外務省の無償資金協力（一部を除く）を承継し、一元的・包括的に援助を行う世界有数規模の国際協力機関になりました。

新しくなったJICAは、全ての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるため、様々な課題に対して国際情勢や途上国のニーズの変化に対応した協力を多様な援助手法を組み合わせ、他援助機関との連携や、国内においては自治体、NGO、大学や市民の参加をより一層進めながら、協力を実施しています。

1. 技術協力

日本の技術・知識・経験を生かし、開発途上国の社会・経済開発の担い手となる人材育成や制度づくりを支援します。専門家の派遣や日本での研修などを行い、開発途上国自らの問題解決能力の向上を支援します。

2. 有償資金協力

円借款は、緩やかな融資条件（長期返済・低金利）で開発途上国が発展への取り組みを実施するための資金の貸し付けを行うもので、多額の資金を要するインフラ整備などに充てられています。また、海外投融資は、開発途上国において行われる民間事業を資金面で支えるものです。

3. 無償資金協力

所得水準が低い開発途上国を対象に、返済義務を課さずに資金を供与し、学校・病院・井戸・道路など、社会・経済開発のために必要な施設の整備や資機材の調達を支援します。

4. 国際緊急援助

海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府や国際機関の要請に応じて、日本政府の決定の下、国際緊急援助隊を派遣します。被災者の救助、ケガや病気の診察、救援物資の供与、災害からの復旧活動を行います。

5. 民間連携

日本の民間企業による優れた技術・製品の導入や、事業への参入を海外投融資や中小

企業海外展開支援などにより側面支援することで、開発途上国が抱える社会・経済上の課題解決に貢献します。

6. 市民参加協力

青年海外協力隊事業などのボランティア事業をはじめ、NGO、地方自治体、大学などの国際協力活動を支援し、さまざまな形で連携しています。また、学校教育の現場を中心に、開発途上国が抱える課題への理解を深める開発教育を支援しています。

◆ 問い合わせ先

独立行政法人国際協力機構 北陸センター

〒920-0853 石川県金沢市本町1丁目5番2号 リファール4F

TEL (076)233-5931 FAX (076)233-5959

HP: <https://www.jica.go.jp/hokuriku/>

JICA 北陸 富山デスク

〒930-0856 富山市牛島新町5番5号 インテックビル4F

公益財団法人とやま国際センター内

TEL (076)464-6491 FAX (076)464-6491

JICA 海外協力隊事業【一般案件】

1 青年海外協力隊/海外協力隊（一般案件）

青年海外協力隊とは、開発途上国からの要請に基づき、開発のために必要な技術・能力を身につけた青年男女をそれぞれの国に派遣し、2年間（一部短期派遣もあり）、異なる社会や自然環境の中で相手国の人たちと生活や協力活動を共にしながら、開発途上国の新しい国づくりに貢献する「海外ボランティア活動」です。一般案件とは、広く職種で応募する区分のことをさします。

（1）派遣実績（令和5年3月31日現在）

発足当初は5か国40名でしたが、現在では99国と派遣取極締結をし、のべ約46,600名もの隊員が派遣され、約700名が世界各地で活躍中です。

〈富山県派遣状況〉

（令和6年3月4日現在）

年度 地域	S40	50	60	H	H												R	3	4	5	合計	派遣中
	～	～	～	元	11	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2					
アジア	8	13	6	33 (3)	30 (4)	2	0	5 (1)	0	5	2 (1)	4	5	0	1	2 (2)	0	1	3 (1)	1	121 (12)	5
中南米	0	7	4	16	35 (2)	6 (2)	0	1	3 (1)	2	5	1	1	3 (1)	4	5 (1)	0	1	6 (4)	2	102 (11)	7
中近東	2	6	5	7	8 (2)	1	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	34 (2)	0
アフリカ	8	15	10	17 (1)	36 (7)	3 (1)	7	8 (1)	1	1	4	3	3	4	3 (1)	2 (1)	0	1	1 (1)	2	129 (14)	3
オセアニア	0	1	3	10	15 (1)	1	3	1	0	0	1	1	1	0	0	2	0	1 (1)	2 (2)	0	42 (3)	1
東欧	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 (1)	0	6 (1)	0
合計	18	42	28	86 (4)	126 (16)	13 (3)	11	15 (2)	5	8	12 (1)	9	10	8 (1)	8 (1)	11 (4)	0	6 (1)	13 (9)	5	434 (42)	16

※（ ）内：調整員・短期派遣隊員で内数

※新型コロナウイルス感染症により新たに派遣された隊員数（R2）は0名

（2）派遣先国（現在は派遣されていない国を含む）

地域	派遣国名
アジア	マレーシア、フィリピン、ネパール、バングラデシュ、スリランカ、タイ、モルディヴ、中国、ブータン、インドネシア、ラオス、カンボジア等
中南米	コスタリカ、ホンジュラス、ボリビア、パラグアイ、コロンビア、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、メキシコ、ニカラグア等
中近東	モロッコ、シリア、ヨルダン、エジプト、チュニジア、トルコ等
アフリカ	ケニア、タンザニア、ザンビア、マラウイ、ガーナ、セネガル、ニジェール、ボツワナ、ジブチ、ウガンダ、エチオピア、カメルーン等
オセアニア	サモア、ソロモン、パプアニューギニア、フィジー、バヌアツ、ミクロネシア、トンガ、マーシャル等
東欧	ルーマニア、ブルガリア等

（3）派遣職種

職種は、要請によりますが、計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉の9部門からなる180を超える職種で、中には地域活性を手助けするコミュニティ開発など、特別な技術を必要としない職種もあります。

(4) 現地での活動

隊員の活動の舞台は、村落の一員として働くこと、教室で生徒に教えること、工事現場で指揮をとること、試験場で研究をすること等職種によって違いがありますが、共通して言えることは、自らが現地の社会や人々に溶け込み、一緒になって課題に取り組み、途上国の国づくりに挑戦していることです。

(5) 隊員になるには

- ① 資格 満20歳～69歳までの日本国籍を持つ方
※一部の要請は45歳以下の方が対象です。
- ② 募集 春（4～5月）と秋（10～11月）の年2回
- ③ 選考
第一次選考…人物審査（書類審査）、健康診査（書類審査）、語学力審査（書類審査）
第二次選考…人物・技術面接、健康診査
- ④ 訓練 70日間程度（任国事情に関する講義・講座、語学等の訓練）
- ⑤ 派遣
派遣時期 JICAが受入国ごとに指定する日程・旅程
派遣期間 原則として2年間（短期派遣は1年未満）

(6) 待遇等

- ① 現地生活費
国ごとに定めた金額が支給されます。この金額は、JICA海外協力隊としての趣旨に基づき、受入国の住民と同等程度の生活を営むに足る金額を、物価、為替変動等を勘案の上、定めています。なお、現地生活費とは、現地の生活費の補助であり、給料や報酬ではありません。
- ② 住居費
住居は、原則として受入国政府または配属機関が提供することになっていますが、国によっては住居の提供がなく、現地のJICA事務所が探して借りる場合もあります。その場合、現地生活費とは別に、国・地域毎に定められた上限額の範囲内でJICAが住居費を負担します。
- ③ 往復渡航費
日本と受入国との往復にかかる赴任旅費は、JICAが負担します。
- ④ 国内手当（本邦支出対応手当）
無給休職または無職の方には、派遣前訓練中や派遣中に国内で支出が必要な経費等に役立てるために手当を支給します。ただし、65歳以上の方は、支給対象外です。なお、短期派遣の派遣前訓練期間中は不支給です。
- ⑤ 協力活動完了金
長期派遣の方で無給休職または無職の方には、当初の派遣期間を満了した場合に、協力活動完了金を支給します。

2 日系社会青年海外協力隊/日系社会海外協力隊（一般案件）

「日系社会青年海外協力隊/日系社会海外協力隊」事業は、中南米地域における日系人社会を対象に、

彼らはその国づくりのために大きな力となっていることを踏まえ、その一層の発展を支援するために、優秀な技術とボランティア精神に満ちあふれた日本の青年を派遣する制度です。

(1) 派遣実績（令和5年3月31日現在）

中南米の9か国 1,575名

富山県出身ボランティア派遣は18名

(2) 派遣職種

計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉の8部門

(3) 日系社会海外協力隊（一般案件）になるには

① 資格 満20歳～69歳までの日本国籍を持つ方

※一部の要請は45歳以下の方が対象です

② 募集 春（4～5月）と秋（10～11月）の年2回

③ 選考

第一次選考…技術審査（書類審査）、健康診断（書類審査）、TOEIC等語学スコア提出

第二次選考…面接（技術と人物）、実技試験（該当職種のみ）、語学試験（該当者のみ）、健康診断（問診）

④ 訓練 59日間～70日間程度（任国事情に関する講義・講座、現地語の修得等）

⑤ 派遣

派遣時期 JICAが受入国ごとに指定する日程・旅程

派遣期間 原則として2年間（短期派遣は1年未満）

(4) 待遇等

① 現地生活費

国ごとに定めた金額が支給されます。この金額は、JICA海外協力隊としての趣旨に基づき、受入国の住民と同等程度の生活を営むに足る金額を、物価、為替変動等を勘案の上、定めています。なお、現地生活費とは、現地の生活費の補助であり、給料や報酬ではありません。

② 住居費

住居は、原則として受入国政府または配属機関が提供することになっていますが、国によっては住居の提供がなく、現地のJICA事務所が探して借りる場合もあります。その場合、現地生活費とは別に、国・地域毎に定められた上限額の範囲内でJICAが住居費を負担します。

③ 往復渡航費

日本と受入国との往復にかかる赴任旅費は、JICAが負担します。

④ 国内手当（本邦支出対応手当）

無給休職または無職の方には、派遣前訓練中や派遣中に国内で支出が必要な経費等に役立てるために手当を支給します。

⑤ 協力活動完了金

長期派遣の方で無給休職または無職の方には、当初の派遣期間を満了した場合に、協力活動完了金を支給します。

3 JICA 海外協力隊短期派遣

平成 17 年度より「青年海外協力隊／シニア海外協力隊短期派遣」制度が新たに設置され、短期間の活動であれば参加できるという方も応募できるようになりました。また 2019 年度より、呼称が JICA 海外協力隊（短期派遣）となり、応募区分も一般案件とシニア案件となりました。

- (1) 募集 年 3 回（3 月、7 月、11 月）
- (2) 応募案件 短期派遣は一般案件とシニア案件の併願が可能です。短期派遣制度では、案件への応募となります。応募できる職種は一職種・最大 3 要請です。一部の要請は、45 歳以下の方のみ応募可能です。
- (3) 選考 一次選考・・・技術・健康・語学審査、二次選考・・・面接、技術・健康審査（該当者のみ）
- (4) 派遣前研修 3～5 日間（語学研修はなし）
- (5) 派遣期間 原則 1 か月～1 年未満（案件によって異なります）

JICA 海外協力隊事業【シニア案件】

シニア案件とは、一定以上の経験・技能等が必要な個別案件への応募する区分のことをさします。

1 シニア海外協力隊

- (1) 派遣対象国 インドネシア、マレーシア、タイ、ラオス、モンゴル、ネパール、トンガ、フィジー、サモア、エチオピア、ザンビア、ホンジュラス、メキシコ、アルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイ、ヨルダン、シリアなど
- (2) 派遣職種 計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉の9部門
- (3) 資格 満20歳～69歳の日本国籍を持つ方
- (4) 派遣期間 1年間または2年間（ほとんどの要請が2年間）
- (5) 募集 春（4～5月）及び秋（10～11月）の年2回
- (6) 選考 第一次選考…技術審査、健康診査、語学力審査
第二次選考…人物・技術面接、健康診査
- (7) 派遣前研修 70日間（任国事情に関する講義・講座、語学等の訓練）
- (8) 出発 JICAが受入国ごとに指定する旅程・日程
- (9) 待遇等
 - ① 現地生活費
国ごとに定めた金額が支給されます。この金額は、JICA 海外協力隊としての趣旨に基づき、受入国の住民と同等程度の生活を営むに足る金額を、物価、為替変動等を勘案の上、定めています。なお、現地生活費とは、現地の生活費の補助であり、給料や報酬ではありません。
 - ② 住居費
住居は、原則として受入国政府または配属先機関が提供することになっていますが、国によっては住居の提供がなく、現地の JICA 事務所が探して借りる場合もあります。その場合、現地生活費とは別に、国・地域毎に定められた上限額の範囲内で JICA が住居費を負担します。
 - ③ 往復渡航費
日本と任国との往復にかかる赴任旅費は、JICA が負担します。
 - ④ 国内手当（本邦支出対応手当）
無給休職または無職の方には、派遣前訓練中や派遣中に国内で支出が必要な経費等に役立てるために手当を支給します。
 - ⑤ 協力活動完了金
長期派遣の方で無給休職または無職の方には、当初の派遣期間を満了した場合に、協力活動完了金を支給します。
 - ⑥ 経験者手当
シニア案件で派遣される方には、派遣期間が30日以上で経験者手当を支給します。有給休暇・無給休暇・無職の別を問いません。

2 日系社会シニア海外協力隊

- (1) 募集規模 約20名/年
- (2) 派遣対象国 アルゼンチン、パラグアイ、ブラジル、ドミニカ共和国など
- (3) 派遣職種 計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉄工業、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉の8部門
- (4) 資格 満20歳～69歳の日本国籍を持つ方
- (5) 派遣期間 原則として2年間
- (6) 募集 春(4月～5月)及び秋(10～11月)の年2回
- (7) 選考 第一次選考…技術審査、健康診査、語学力審査
第二次選考…人物・技術面接、健康診査
- (8) 研修 70日間(任国事情に関する講義・講座、現地語の修得等)
- (9) 出発 JICAが受入国ごとに指定する旅程・日程
- (10) 待遇等

① 現地生活費

国ごとに定めた金額が支給されます。この金額は、JICA 海外協力隊としての趣旨に基づき、受入国の住民と同等程度の生活を営むに足る金額を、物価、為替変動等を勘案の上、定めています。なお、現地生活費とは、現地の生活費の補助であり、給料や報酬ではありません。

② 住居費

住居は、原則として配属団体が提供することになっていますが、国によっては住居の提供がなく、現地の JICA 事務所が探して借りる場合もあります。その場合、現地生活費とは別に、国・地域毎に定められた上限額の範囲内で JICA が住居費を負担します。

③ 往復渡航費

日本と任国との往復にかかる赴任旅費は、JICA が負担します。

④ 国内手当(本邦支出対応手当)

無給休職または無職の方には、派遣前訓練中や派遣中に国内で支出が必要な経費等に役立てるために手当を支給します。

⑤ 協力活動完了金

長期派遣の方で無給休職または無職の方には、当初の派遣期間を満了した場合に、協力活動完了金を支給します。

⑥ 経験者手当

シニア案件で派遣される方には、派遣期間が30日以上で経験者手当を支給します。有給休暇・無給休暇・無職の別を問いません。

青年海外協力隊/海外協力隊、シニア海外協力隊、日系社会青年海外協力隊/
日系社会海外協力隊、日系社会シニア海外協力隊比較一覧表

令和5年3月31日現在

	青年海外協力隊/ 海外協力隊	シニア海外協力隊	日系社会青年 海外協力隊/ 日系社会海外協力隊	日系社会シニア 海外協力隊
事業 発足年	昭和40年度	平成2年度 【注】平成2年度～7年度の間は『シニア協力専門家』事業として実施。平成8年度から標記事業として実施	昭和60年度 【注】昭和60年度～平成7年度の間は『海外開発青年』事業として実施。平成8年度から標記事業として実施	平成2年度 【注】平成2年度～7年度の間は『移住シニア専門家』事業として実施。平成8年度から標記事業として実施
事業の 概要	開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の発展又は復興に協力することを目的とする国民等の協力活動を促進し、助長するための業務。 1 募集、選考及び訓練 2 上記選考及び訓練を受けた者の開発途上地域への派遣 3 国民等の協力活動に関する知識の普及及び国民理解の増進		中南米の日系人社会に対して、その一層の発展を図るために、優秀な技術とボランティア精神に富んだ日本の青年を派遣する事業（昭和60年度、海外開発青年事業創設当時は、協力隊派遣事業ではなく後続移住の促進を目的としていた。）	中南米の日系社会への支援活動の一つとして、日系社会の要請に応じて、ボランティア精神に富み、かつ実務経験の豊富な人材を派遣する。現地日系社会への貢献を通じて国際協力に資する。
対象 国	派遣実績 :93 か国 派遣中の国 :59 か国	派遣実績 :78 か国 派遣中の国 :26 か国	派遣実績 :9 か国 派遣中の国 :4 か国	派遣実績 :10 か国 派遣中の国 :2 か国
派遣 現況	派遣中：725名（412名） 累計：46,640名（21,967名） （）は女性内数	派遣中：56名（12名） 累計：6,620名（1,273名） （）は女性内数	派遣中：30名（19名） 累計：1,575名（966名） （）は女性内数	派遣中：2名（1名） 累計：550名（296名） （）は女性内数
期間	原則として2年間 （短期派遣は1年未満）	原則として2年間	原則として2年間	原則として2年間
派遣 時期	第2次隊 9月 第3次隊 1月 第1次隊 4月	第2次隊 9月 第3次隊 1月 第1次隊 4月	第2次隊 9月 第3次隊 1月 第1次隊 4月	第2次隊 9月 第3次隊 1月 第1次隊 4月
職種	計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉の9部門		計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉の8部門	
要請	E/Nを締結した国の政府からの要請	派遣国の政府からの要請	中南米の日系団体からの要請	中南米の日系団体からの要請

その他の JICA 事業

JICA は、開発途上国の多様なニーズに応じていくために、ボランティア事業以外にも NGO、地方自治体、大学等と連携し、国際協力活動への参加を支援しています。また、市民による国際協力活動を促進・支援し、協働して事業を行うことを「市民参加」と位置づけ、「多様なアプローチによる開発への貢献」「国際協力への理解・参加促進」「日本の地域社会への還元」を目指しています。

1 研修員受入事業

研修員受入研修とは、開発途上国の人材を日本に招き、それぞれの国で必要とされている分野の研修を通じ、将来の国づくりを担う人材を育てることを目的とする事業です。

2 草の根技術協力事業

日本の NGO や自治体、大学などが自らの技術や経験を活かして提案した途上国への協力活動を、JICA が支援し、共同で実施する事業です。

3 開発教育支援事業

JICA では、生徒・児童自身が、世界が直面する開発課題と日本との関係を知り、それを自らの問題としてとらえ、主体的に考える力や、その根本的解決に向けた取り組みに参加する力を養うために、学校教育の現場を中心に、開発途上国が抱える課題への理解を深める開発教育を支援しています。また、持続可能な開発目標（SDGs）に関する展示やセミナーを開催し、地方自治体、学校関係者、NGO と協力して、生徒・児童向けの SDGs の教材製作、開発教育の裾野拡大を狙った教員向けの研修やセミナー、生徒向け出前講座などを実施しています。

4 移住者・日系人支援連携事業

JICA は、中南米などへの移住者に対し、移住先国での定着と生活の安定を図るための支援を行ってきました。現在は、時の流れとともに日系社会の成熟や世代交代が進んだことによる課題に対応するため、高齢者福祉や人材育成を中心とした移住者・日系人支援や日系社会との連携強化に取り組んでいます。